

新発田市工事費内訳書作成要領

平成27年5月1日

1 工事費内訳書の提出が必要となる競争入札

新発田市が発注する建設工事の競争入札に参加する場合、あらかじめ工事費内訳書を作成し、入札書の提出時に提出する必要があります。

2 工事費内訳書の内容及び様式

(1) 記載事項

- ア 工事名
- イ 工事場所
- ウ 入札者の所在地、商号又は名称、代表者（支店長等）の職名・氏名及び代表者（支店長等）の印鑑
 - ※電子入札システムに添付して提出する場合は、印鑑の押印は必要ありません。
- エ 当該内訳書の内容について回答ができる者の所属・氏名及び連絡先電話番号
- オ 工事費の内訳（※所定のレベルまで必要です。詳細は(2)を参照のこと。）

(2) 工事費の内訳

工事費の内訳は、当該工事に係る設計書（単抜き）の各項目に対応するものの単位、数量、及び金額を表示したものとし、最低限表示する項目のレベルは、次のとおりとします。

ア 土木一式工事（土木工事積算基準によるもの）

- ① 工事区分（レベル1）
- ② 工種（レベル2）
- ③ 種別（レベル3）

※細別以下の記載をしても可とします。

イ 建築一式工事

- ① 種目（レベル1）
- ② 科目（レベル2）
- ③ 中科目（レベル3）

※細目以下の記載をしても可とします。

ウ 上記以外の工事

原則として上記の工事に準じて作成してください。最低限表示する項目のレベルは、レベル3までとします。ただし、特に必要がある場合は、入札公告等で別途指示します。

(3) 様式

用紙サイズはA4（縦・横自由）とし、当該工事に係る設計書（単抜き）の各項目に対応させて作成してください。

3 工事費内訳書の提出等にあたっての注意事項

(1) 次表の無効事由に該当する場合は、当該工事に係る入札を無効とします。

【表】

無効事由	備 考
入札時に工事費内訳書の提出がない場合	
提出された工事費内訳書の工事費合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が入札金額と相違する場合	税込みと税抜きの誤記は無効とする。
工事名等の記載内容に不備がある場合	
入札者の記名・押印がない場合（電子入札による場合は、押印不要）	入札に関する一切の権限を委任する旨の委任状が提出されている場合は、代理人等による記名・押印でも可とする。
工事費内訳書の明細が所定のレベルまで記載されていない場合	

- (2) 工事費内訳書の合計額から値引きした金額は、何をもって値引きできるか判断ができませんので、このような場合は、一般管理費を減額してください。
- (3) 談合があると疑うに足りる事実があった場合は、工事費内訳書を公正取引委員会及び警察に提出することがあります。また、場合によっては、工事費内訳書に加え、当該工事の設計書（単抜き）のすべての項目に対応させて作成した工事費内訳明細書かつ、見積書の提出を求めることがありますので、これらの資料は、落札候補者の契約締結完了まで保管して置いて下さい。
- (4) 提出された工事費内訳書は、返却しませんのでご注意ください。